## 美粉的速報

No. 35

発行 11.9.12

JR東労組 業務部

申27号 人事・賃金制度の見直しに関する第2次解明交渉(医療)第12回目後の

## 確認事項

~詳細は交渉のポイントをご覧くださり!~

- ◇第 119 項 役割手当の支給対象となる職種について
  - ・在籍人数にはよらず、少人数の職制においても役割手当の支給対象とする。
  - ・少人数の部署に関しても、職場のバランスを見て役割手当の支給対象者を配置していく。
- ◇第 120 項 国家資格が必要な技能手当を役割手当と併給しない根拠について
  - ・T等級以上には役割手当の中に加味されている。
  - ・資格を有する人が仕事以上に成果を出せば、人事考課で評価する。
- ◇第 125 項 日直・宿直手当の見直しが必要となる根拠について
  - ・見直しについては、関係法令に定められた水準(1日平均賃金の1/3)に抵触する場合、見直しが必要となる。
  - ・業務体制が変更となった場合は、現行通り超勤対応として業務量に応じて対応していく。
- ◇第 126 項 55 歳以上の組合員に定期昇給を行わない根拠について
- ◇第 127 項 移行に伴う 55 歳以上の組合員の基本給変更の有無について
  - ・他の医療機関ではあまりない定期昇給がある事を考慮すると、問題があるとは思えない。
  - 【一般職74、75項目回答】と同様の考え
  - ・定期昇給は社員の能力伸長に対して支払われるもの。成長しないとはいわないが・・・。
  - ・満55歳以上の定期昇給を行う原資はない。
  - ・定年 60 歳を見据えての制度作りが必要になるのと同時に、満55歳到達時の水準まで段階的に引き上げることとし、モチベーションを持って働いてもらう。
  - ・新等級移行に伴う等級昇格の扱いについては、満55歳以上の社員も対象となる。
- ◇第 129 項 医療職の国家資格が社内の職名に適用されない根拠について
  - ・職名については、平成2年の医療社員の人事諸制度の改正等により、職名を統合し、職制の明確化、統一を図りシンプルな形としている。
  - ・取得した免許名については、呼称として用いることができるとしている。

今回の交渉で、3,625項目から絞り上げた129項目の解明交渉が終了しました! 全組合員で職場での議論を強化し、働きがいのある人事賃金制度を創り上げよう!!